

平戸市監査公表第 10 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 4 月 10 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
総務部人事課

第 3 監査の期間

令和 5 年 7 月 10 日から 11 日まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：総務部人事課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>職員が公務で私用車を使用する場合には、「平戸市職員の私用車の使用に関する規則」に基づき、私用車旅行使用承認申請書及び自動車検査証（車検証）等の提出を義務付けているが、道路運送車両法施行規則等の改正に伴い、令和5年1月から車検証が電子化され、所有者の住所氏名や車検有効期間の満了日欄等が非表示となり、改正後の車検証では申請内容が確認できないため、例規の改正が必要である。</p>	<p>道路運送車両法施行規則等の改正に伴い、自動車検査証では確認できない内容がありましたので、「平戸市職員の私用車の使用に関する規則」を改正し、私用車使用申請に係る添付書類として自動車検査証の写しではなく自動車検査証記録事項の写しの提出を求めています。</p>
	<p>2 会計年度任用職員（日額）の通勤にかかる費用弁償について</p> <p>重軽作業員の任用通知書において、交通費欄に「実績に基づき規定により支給」となっているが、例月出納検査の中で、交通費（費用弁償）未支給の案件が複数課で確認された。かかる実態に対応するため、令和5年度における費用弁償の支給状況を確認するとともに、各課に任用通知を交付する機会を通して、改めて周知徹底していただきたい。</p>	<p>費用弁償の支給状況について調査を行い、未支給分については是正を行いました。</p> <p>また、任用通知を所管課に交付する際に、費用弁償の制度について紙面にて周知を行いました。</p>
意見	<p>1 職員の私用車使用にかかる条件整備について</p> <p>職員の私用車使用の承認条件として、平戸市職員の私用車の使用に関する規則第3条第2項第1号において、「任意保険の対人賠償額は無制限、対物賠償保険は1,000万円以上」と規定しているが、対物賠償保険の</p>	<p>「平戸市職員の私用車の使用に関する規則」を改正し、承認条件である対物賠償保険額を無制限としました。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>補償限度を超える場合は、同規則第8条第1項において民法第715条の「使用者たる市が賠償責任に任じ、事故発生の状況等によっては、職員に対し求償権を行使する。」が適用されることから、近年における対物賠償額の増高等を見据え、対物賠償保険下限額1,000万円の増額改定を検討されたい。</p>	
	<p>2 平戸市職員カウンセリング業務について</p> <p>当業務委託仕様書において、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士もしくは産業カウンセラー等を派遣し、カウンセリング業務を実施するとしているが、資格を有する業務であれば、契約時に派遣者の資格証明（証）を求めることが必要である。</p> <p>また、カウンセリング報告書の中で会社名と派遣者氏名が記載されているが、併せて資格名も記載させた方が望ましい。</p>	<p>資格を確認する書類を提出させるとともに、報告書への記載を依頼しました。</p>
	<p>3 職員福利厚生活動委託事業について</p> <p>市と平戸市職員福利厚生会との間で、職員の福利厚生活動委託事業について契約を締結しているが、所管課名で受託業務を執行する決裁文書などが見受けられた。受託者である職員福利厚生会と所管課との業務分担を明確化するなど、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>福利厚生会の事業として行う事務については人事課長名ではなく福利厚生会会長名で通知するなどの対応に改めました。</p>
	<p>4 特定事業主行動計画における年次有給休暇の取得増進について</p> <p>本市職員の年次有給休暇取得日平均は、計画初年度（H27）が9.1日、</p>	<p>特定事業主計画に規定する年次有給休暇の目標達成については、依然として厳しい現状ですが、今後も年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づ</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>令和元年度が 8.4 日、令和 4 年度が 8.7 日となっており、計画当初より取得日平均が減少している。</p> <p>また、他自治体と比較すると令和 4 年度の県内類似団体平均が 10.5 日、全国市町村平均が 11.7 日であり、県内平均より約 2 日、全国平均より 3 日少ない現状にある。</p> <p>令和 6 年度までに「年間 15 日の休暇取得」という目標が掲げられているが、現状では目標達成が困難であると思われるため、所管課とのヒアリング等を実施し、各課に応じた具体策を検討されたい。</p>	<p>くりや業務改善などに努めるよう、各所属長に対し、継続した啓発を行っていきます。</p>
	<p>5 人材育成方針について</p> <p>平成 9 年の国の指針に基づき、職員の能力開発を効果的に推進するための方策等を網羅した「平戸市人材育成の基本方針」が策定され、現在に至っているが、自治体を取り巻く社会情勢等が大きく変化しており、職制や人材育成の方策等が現状になじまない点が散見された。</p> <p>国は、令和 5 年度中に自治体向けの新たな人材育成に関する指針を策定することとしている。本市においても、今後、加速化する自治体の DX 化に向けたデジタル人材の確保や職員のリスキニング（学び直し）など新たな課題に対応した基本方針の改正に向けた取り組みを検討されたい。</p>	<p>国において、令和 5 年度に人材育成確保基本方針が策定され、新たに人材確保の視点が加わりましたので、本市におきましても令和 8 年度の策定に向け、意識調査を実施するなど取り組みを進めているところです。</p>
	<p>6 平戸市特別職報酬等審議会の開催について</p> <p>平戸市の合併以降における議員及び特別職の給料及び報酬（以下「報</p>	<p>ご指摘のとおり、平成 29 年度を最後に特別職報酬等審議会は開催されておられません。</p> <p>しかしながら、近年の人件費高騰</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>酬等」という。)改定の審議は、平成27年における財政危機宣言から継続していた特別職3役(市長、副市長、教育長)の給料の減額解除に関する諮問及び平成29年の議員定数削減に伴う報酬改定の諮問を受け開催されており、それ以降は開催されていない。</p> <p>特別職の報酬等について、定期的な議論の機会を設けることで、市民の適正な判断の涵養と市民への説明責任を示すことにもつながると思われるので、諮問基準を設けるなど審議会開催のあり方について検討されたい。</p>	<p>により、県内自治体においても改定の動きがあるため、今後状況を見ながら開催したいと思います。</p>